

近府縣聯合協議會規約

- 一、本協議會ノ事務所ヲ大阪府支部聯合會事務所内ニ置ク
- 二、本協議會ハ大阪府、京都府、兵庫縣、和歌山縣、奈良縣、滋賀縣、徳島縣各聯合會ヨリノ選出ニ依ル協議委員ヨリ成ル
- 三、本協議會ハ各聯合會ノ連絡ヲ緊密ナラシメ、相互扶助ニヨリ黨ノ強化擴大ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 四、前項ノ目的ヲ達スル爲左ノコトヲ爲ス
 - (1) 地方政策ノ調査工作
 - (2) 鬭争ノ相互扶助
 - (3) 演說會ノ弁士相互派遣
 - (4) 本協議會ハ必要ニ應ジ開催スルモノトス
 - (5) 本協議會ハ會務及ヒ會議ノ統制整理ノ爲幹事長一名、幹事若干名ヲ置ク
- 五、前項ノ幹事ハ出席協議會委員ノ互選トシ、幹事長ハ幹事ノ互選ト

- 六、任期ハ各一ケ年トス
- 七、本協議會ノ費用ハ大阪府聯合會ノ負擔トス

附 則

- 八、協議會委員ノ數ハ一聯合會三名トス、京阪神聯合會ハ五名トス
- 九、第四項ノ費用ハ實費前納スルモノトス